

消防用設備等又は特殊消防用設備等の検査及び 点検を要する防火対象物の指定について

平成27年 7月13日
八幡浜地区施設事務組合告示第4号

消防法（昭和23年法律第186号）第17条の3の2及び第17条の3の3の規定による消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「令」という。）第35条第1項第3号及び第36条第2項第2号に基づく防火対象物を下記のとおり指定する。

記

消防長に届け出て検査を受けなければならない防火対象物	消防設備士免状の交付を受けている者又は総務省令で定める資格を有する者に点検させなければならない防火対象物
令別表第1(5)項口、(7)項、(8)項、(9)項口、(10)項から(15)項まで、(16)項口、(17)項及び(18)項に掲げる防火対象物で、延べ面積が300平方メートル以上のもの	令別表第1(5)項口、(7)項、(8)項、(9)項口、(10)項から(15)項まで、(16)項口、(17)項及び(18)項に掲げる防火対象物で、延べ面積が1,000平方メートル以上のもの

附 則

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 昭和51年4月9日付け公示は、廃止する。